

**タイトル 営農再生プラン策定により経営改善を図り、農業経営の継続を希望する農家
 に対する長期・低金利の資金対応**
JA名 JA甘楽富岡

1 動機 (経緯)	<p>飼料・肥料・燃料等の値上がり一方で、農畜産物の価格低迷により営農負債が増加し、農家経営は危機的状況が続いております。</p> <p>こうした状況下で、平成19年12月に制定した「緊急営農対策資金」は、平成23年5月末で廃止(取扱期間終了)しました。また新経済システムの稼働から、平均払勘定については廃止をふまえた残高整理の為、この資金対応が必要となりました。農業情勢の変化から、新たに営農負債の整理が必要とされる農家も発生することが想定されます。</p> <p>このような中、営農再生プラン策定により経営改善を図り、農業経営の継続を希望する農家に対し長期・低金利の資金として「農業経営支援特別資金」を制定し、専業農家へ低金利の資金を提供することとしました。</p> <p>(目的)</p> <p>1 営農再生プランによる農業経営の継続を希望する農家に対し、長期・低金利の資金を融通することを目的としております。</p>
2 概要	<p>(貸出の対象者)</p> <p>2 この資金の貸出対象者は次の要件に該当する者としてします。</p> <p>(1) 緊急営農対策資金の貸出先で営農再生プラン適用農家としてします。</p> <p>(2) 平均払勘定廃止に伴う債務整理対象農家で営農再生プラン適用農家としてします。</p> <p>(3) 営農再生プラン適用農家としてします。</p> <p>(貸出限度額)</p> <p>3 この資金の貸出限度額は緊急営農対策資金、平均払勘定、購買未収金の残高を限度額とし、営農再生プランに基づいて算出した融資実行可能額までとします。</p> <p>(貸出期間)</p> <p>4 この資金の貸出期間は15年以内とします。</p> <p>(貸付形式)</p> <p>5 この資金は証書貸付とします。</p> <p>(償還方法)</p> <p>6 この資金の償還方法は下記の方法により月賦・年賦償還のいずれかとしますが、利息については月払いのみとします。</p> <p>(1) 元金均等償還(最終回しわ寄せも可とします)</p> <p>(2) 元利均等償還(最終回しわ寄せも可とします)</p> <p>(3) 上記(1)(2)の最終回しわ寄せ額は、担保処分等により償還するものとします。</p> <p>(貸出利率)</p> <p>7 変動金利で一般資金利率とします。但し営農再生プラン適用期間中は特別金利での対応とします。</p> <p>(担保及び保証)</p> <p>8 必要に応じて、物的担保(譲渡担保を含む)及び連帯保証人をお願いすることとしております。</p> <p>(その他)</p> <p>9 なお、購買未収金については、農協購買品売買基本契約書を締結し、極度額の設定を行うものとしております。</p>
3 成果 (効果)	<p>1. 購買未収金の大口取引先(概ね500万円以上)に対して証書化を図り、特に畜産農家で大家畜・養豚経営の償還が困難な借入金を長期・低利の資金に一括で借り換えることにより経営の維持と安定を図りました。</p> <p>2. さらに、畜産経営維持緊急支援資金(平成23年3月で終了)および大家畜活性化資金(国の制度資金)に振り替えることにより組合員農家の経営支援(毎回返済金額の軽減および利息負担軽減)につながりました。</p> <p>3. なお、この農業経営支援特別資金は平成23年3月現在で案件数5件、金額で91百万円の実績となっています。</p>
4 今後の予定(課題)	<p>1. 資金の円滑な償還促進に努めてまいります。</p> <p>2. 組合員農家の経営管理に努めてまいります。</p>